



県政レポート
2020年4月 Vol.20

滋賀県議会議員

た な か ま つ た ろ う

田中松太郎

プロフィール ■1972年 滋賀県甲賀市生まれ ■甲賀市甲賀町 在住 ■家族構成:母・妻・長男(大学生)・次男(高校生)

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっており、国内をはじめ、滋賀県でも多くの感染者が出ております。
未知のウイルスに対する不安と恐怖、これまで誰も経験したことのない事態に、今こそ皆様のご心掛けをお願いします。



田中松太郎 事務所 甲賀市水口町北脇436-1 TEL.0748-63-5340/FAX.0748-63-5341

田中松太郎 検索

第72回全国植樹祭 開催が1年延期に!

2021年春に天皇、皇后両陛下をお迎えし、甲賀市甲賀町の「鹿深夢の森」で開催を予定しておりました第72回全国植樹祭の開催が1年延期となりました。
これは、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本年5月に島根県で予定されていた植樹祭の開催を、1年延期すると決定されたことによるもので、これにより2021年の開催が島根県、本県の開催は2022年の春に延期となりました。



あなたと、大切な人を守るため。

滋賀 1/5 ルール

これらを踏まえ、滋賀県では「滋賀5分のルール」を提唱しています。人と人との接触機会の低減に取り組み、事態を収束に向かわせることが可能とされています。接触機会の8割程度の削減、すなわち我々の行動を5分の1に減らすことが必要です。滋賀県庁においては在宅勤務や時差出勤を行い、職員を5分の1に減らしたり、50分の会議を10分にするなど取り組んでいます。ご家庭でも、例えば食料品や日用品の買い物時間を5分の1に短縮したり、家族全員で出かけるのではなく1人にしたり、毎日出かけるのではなく週1日に減らすなど、それぞれ工夫をしていただければと思います。

皆さんお一人ひとりの行動が、ご自身の命を守る、大切な人を守る、社会を守ることに繋がります。ぜひよろしくお願ひします。

発熱が続く、咳が出る、味覚がおかしい などの症状がある方は

直接医療機関に行かずにまずはお電話を!

新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

- ◎滋賀県健康医療福祉部業務感染症対策課
TEL 080-2470-8042 【平日・土日祝 24時間】
- ◎甲賀保健所
TEL 080-8527-5165 【平日 8:30 ~ 17:15】

【コロナの影響による各種相談窓口】

- 休業、失業による生活支援相談
◎甲賀市生活支援課 TEL 0748-69-2158
- 労働者の労働相談
◎滋賀労働局相談窓口 TEL 077-522-6648
- 中小企業の経営相談
◎滋賀県中小企業支援課 TEL 077-528-3730
- ◎甲賀市商工会 TEL 0748-62-1676

LINE 滋賀県
新型コロナ対策
パーソナルサポート

新型コロナウイルス!緊急事態宣言

連休中はご自宅で 不要不急の外出は 控えましょう!

滋賀県に新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が出されています。私たちは何をすればよいのでしょうか?まずは、何よりも自分自身への感染を防ぐこと、そして他の人に感染させないことです。

具体的には、第一に、不要不急の外出を避けること。「外出しなくても良い」とは家で済ませ、例えはこの連休もスマホやパソコンのビデオ通話を活用したオンライン帰省が推奨されています。また「今日明日に済ませても済むことは、先に延ばす」ことです。第二に、「三つの密」を避けることです。三つとは「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が集まる密集場所」、「2m以内の距離で会話や共同行為をする密接場面」です。

その電話、詐欺かも!

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や詐欺が増え、市役所などの公的機関や金融機関になりすまして、電話やメールで個人情報や口座番号、キャッシュカードの情報を聞き出す手口が発生しています。「助成金がある」、「お金が返ってくる」といった内容のほか、国から給付される一人あたり10万円の特別定額給付金の手続きを装った手口も出ております。また、身に覚えのない商品の送り付けや、SNSの書き込み・広告で関心を惹き、不審な通販サイトに誘導するなど、どんどん新しい手口がでてきます。

怪しい電話はすぐに切る、メールは無視する、決して個人情報や教えたり、キャッシュカードを渡したりしないようにしましょう。

【警察相談専用窓口】 電話#9110

2月定例会議 一般質問

職員の在宅勤務について

県では県庁の健康経営を実践する取り組みの一環で、職員個人の事情に応じて働き続けられる環境の整備として在宅勤務制度の拡充、「時差出勤制度」の本格実施、「子育て支援時間制度」の導入を行うとしています。

子育て関連の制度が拡充することは素晴らしいですが、一方で今後は、家族の介護等に迫られる職員が増えることが予想されます。子育てと違い、介護や看取りは先の見通しが立てにくいという課題があります。県もかなりのスピードで高齢化が進み、65歳以上人口は2020年1月1日現在36万4千345人(26.0%)、ピークを迎える2045年には43万2千人(34.4%)となり、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。今後も医療や介護の需要の増加が見込まれることから、県では2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

今後、県が進める地域包括ケアシステムの中で、それぞれの人生を在宅介護、在宅医療、在宅看取りを希望される方が増えることも予想され、県職員の家族にも当てはまることだと思われま。

さらに新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、急遽テレワークへの切り替えを余儀なくされる事態が起こりつつあります。

*在宅勤務制度は、リモート接続環境を利用して自宅勤務するものでテレワークとも言われます。

65歳以上で介護が必要な方の割合について。

健康医療福祉部長 要支援 要介護認定の方は、6万3千222人、65歳以上人口の17.1%です(平成31年3月現在)。

健康医療福祉部長 「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(平成28年度)より、自宅(41.9%)が最も多く、「病院(22.5%)」が続きます。一方、平成30年厚生労働省人口動態統計によると、実際に最期を迎える場所は「病院(75.8%)」が最も多く、「自宅」は14.3%です。

自宅で最期まで療養することについて県民はどのように考えているのか。

健康医療福祉部長 「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(平成28年度)より、自宅で最期まで療養できるか」という問いに対して実

現可能との回答は80.2%で、「実現困難との回答が58.4%」になっています。その理由は「介護している家族に負担がかかるが74.5%」、「症状が急に悪くなったときの対応に自分も家族も不安が55.8%」、「経済的に負担が多い」が37.5%でした。

健康医療福祉部長 「日常生活動作が自立していない期間(要介護2以上)」の推定値は、男性で1.55年、女性が3.46年です。

健康医療福祉部長 平成27年度からの直近5年間で職員7名。

健康医療福祉部長 直近1年間での県の離職者数5万8千700人中、介護・看護を理由とした離職者数は、1千100人です。

健康医療福祉部長 平成29年度は23名(延べ82日)、平成30年度は26名(延べ125日)、今年度は1月末現在で9名(延べ40日)利用しています。

健康医療福祉部長 昨年3月に策定した「滋賀県行政経営方針2019」実施計画にて「ICTの活用による事務の効率化や県民サービスの向上を掲げ取り組んでおり、行政手続きの電子化、全庁的なペーパーレス化やAIの活用などにより在宅勤務に置き換えられる業務が増えていくものと認識。各職場にて、在宅で行える業務を一定集約した上で、職場での業務遂行に支障が出ないようにしながら、在宅勤務を実施しています。

職員の命の危険も伴う事態に対する県の危機管理体制について、職員が感染することを想定した行政版業務継続計画(BCP)はあるのか。

知事 新型インフルエンザを想定した業務継続計画(BCP)を策定しており、新型コロナウイルス感染症に対してもこれに準じて業務継続を行います。具体的には、最大で40%の職員の欠勤率を想定して、優先度の高い業務に集中させる等により、業務を継続することとしています。

健康医療福祉部長 「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(平成28年度)より、自宅で最期まで療養できるか」という問いに対して実